

大阪歯科学会から依頼する「歯科医学」への総説掲載に関する申し合わせ

この申し合わせは、大阪歯科学会（以下、本学会）から依頼する、「歯科医学」への総説の掲載に関する事項を記す。

1. 依頼について

本学会常任理事の推薦により、常任理事会で承認した学会員に依頼する。

2. 投稿原稿について

原稿は、「歯科医学」の投稿規定に準拠して記載し、刷り上がり 8 ページ程度を目安とする。また、依頼した学会員の単著を原則とするが、理由書を添付し編集委員会で認められた場合はこの限りでない。

3. 掲載の許諾（承認）について

依頼した学会員から投稿された原稿は、本学会編集委員会が査読等の審査を行い、掲載を許諾する。なお、掲載雑誌（巻号）についても編集委員会で決定する。詳細は、「大阪歯科学会編集委員会細則」に従うものとする。

4. 掲載について

原著論文と明確に区分するため、掲載時には第 1 ページのタイトル横に総説である旨を記す。

5. 著作物の著作権について

「大阪歯科学会編集著作物の著作権に関する細則」に従うものとする。

6. 掲載費用について

原則として、掲載に関わる費用の全額を本学会負担とする。ただし、「歯科医学投稿規程」に記載される特別な印刷の費用および 50 部を超える別刷り印刷の費用は、著者負担とする。

7. 申し合わせの変更

この申し合わせの変更は常任理事会の議決によるものとする。

8. その他

その他の必要な事項は常任理事会にて決定する。

附 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、2016 年 1 月 13 日から施行する。

（申し合わせの変更）

2. この申し合わせは、2025 年 10 月 22 日一部変更した。